

国見町過疎地域持続的発展計画に対する意見等について

担当課(室)名	区分	意見等	理由	対応状況 (市町村において記載)
県北建設事務所	修正	P16 (1)ア 国道に接続する狭あい町道の拡幅、林道の整備とともに計画的な整備が求められています。 →国道・県道に接続する狭あい町道の拡幅、林道の整備とともに計画的な整備が求められています。 (2)ア 幹線道路までのアクセス道である町道の改良、整備や狭あい町道の拡幅を進める →幹線道路(国道・県道など)までのアクセス道である町道の改良、整備や狭あい町道の拡幅を進める	国見町道は、県道「白石国見線」、「浪江国見線」、「五十沢国見線」、「赤井畑国見線」、「大枝貝田線」、「国見福島線」へのアクセス道でもあるから。	意見のとおり修正します。
県北地方振興局	修正	P3 4行目 このことから、2,000年以降人口減少が加速している… ↓ このことから、2000年以降人口減少が加速している…	西暦の年号表記にカンマは不要であるため。	表記誤りのため、意見のとおり修正します。
県北地方振興局	追加	P7 中央付近 ・「共に支えあい暮らせるまち(福祉)」 ↓ ・「共に支えあい暮らせるまち(福祉)」	文末の鉤括弧の脱字と思われるため。	意見を踏まえ、文頭鉤括弧が不要のため、削除します。
県北地方振興局	修正	P13 7行目 …(緩衝帯の整備や未収穫木の伐採など)… ↓ …(緩衝帯の整備や未収穫木の伐採など)…	誤字と思われるため。	誤字のため、意見のとおり修正します。
県北地方振興局	修正	P27 最下段 …求められる性能、昨日に応じた保育・教育環境… ↓ …求められる性能、機能に応じた保育・教育環境…	誤字と思われるため。	誤字のため、意見のとおり修正します。
市町村財政課	その他	過疎対策事業債のいわゆる「ソフト分」については、地方債同意等基準において、以下に該当する経費は対象外とされています。過疎対策事業債(ソフト分)の活用を想定している事業について、該当するものがないか、今一度御確認願います。 ○市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ○法令に基づき負担が義務付けられている経費 ○地方債の元利償還金に要する経費 ○地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費	同左	過疎対策事業債(ソフト分)の活用を想定している事業について、対象外事業(経費)がないか十分留意し計画へ記載したところです。
市町村財政課	その他	過疎対策事業債の活用を想定している事業については、以下に留意願います。 ○令和3年4月1日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡において、事業名(施設名)の区分が示されているところです。 ○当該事務連絡別紙において、事業名(施設名)の欄は、それぞれの区分の事業名(施設名)の後に、「過疎地域持続的発展特別事業」の項目が設けられています。 ○いわゆる「ソフト分」は、「過疎地域持続的発展特別事業」に該当します(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定)。	計画案において、ソフト分に該当すると思われる事業が「過疎地域持続的発展特別事業」以外の項目に記載されているため。	意見を踏まえ、ハード分とソフト分が明確に判別できるよう事業計画記載内容を再整理します。 p.17 橋梁整備・維持管理事業(点検診断修繕等) →橋梁整備・維持管理事業※ハード →橋梁点検診断事業※ソフト 林道整備・維持管理事業(点検診断修繕等) →林道整備・維持管理事業※ハード →林道点検診断事業※ソフト
市町村財政課	修正	(6ページ)「～14年以上経過した現在も～」は、R8.3の策定時点では「～15年以上経過した現在も～」が適切と思われます。	同左	意見のとおり修正します。
市町村財政課	その他	(21ページ)今回追加予定の「地域優良賃貸住宅整備事業」について、公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する国の補助を受けて建設する賃貸住宅である場合は過疎対策事業債の対象事業となりませんので留意願います。	同左	意見について承知しており、整備に係る町単独分について過疎対策事業債の協議を検討します。